

## <JISマーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

2007年1月26日制定  
2020年2月20日改訂  
JIS 登録認証機関協議会

### 共② JIS マークなどの表示について

番号	分類	設問	適用解釈
1	表示事項 表示方法	製品、包装、容器若しくは送り状等に表示することについて、申請者と協議した上で、登録認証機関が決定してよいのか。	JIS マーク等の鉱工業品等への表示は、製品への表示義務や表示内容、表示位置等基本的事項については旧 JIS 制度の告示(旧非指定品目で、告示のないものについては類似旧指定品目の告示を参照する)に準拠し、かつ一般認証指針の規定を網羅するものとする。  なお、表示において、JIS マークと登録認証機関の氏名若しくは名称又はそれらの略称若しくは登録商標は不可分の一体とし、JIS マークの下又は横に近接して表示すること。
		製品に JIS マーク等を表示したいが、製品の形状(小さい等)の関係で JIS マークのみしか表示出来ない場合どのように対応すべきか。包装、容器若しくは送り状に、要求内容を網羅した JIS マーク等が表示されていれば、製品には JIS マークのみの表示であってもよいのではないか。	
		一般認証指針の 13.1 項(JIS マーク等の近傍表記事項)と 13.2 項(付記事項)の表示箇所はどのように考えればよいのか。例えば 13.1 項を製品に表示し、13.2 項のみを包装に表示することでもよいのか。	
2	認証番号	製品や包装等には認証番号を付すべきなのか。	認証契約に基づき認証番号を付記すること。
		認証番号の表示位置は。	JIS マークに近接して表示すること。

番号	分類	設問	適用解釈
3	色彩	JIS マーク等の文字の色彩は「黒」以外も認められるのか。例えば、製品表面の色調から、目立つようにするために、白抜きや金・銀色等も認められるのか。	よい。 製品によっては“グラデーション”のかかるものもあるが、問題ない。
4	印刷物等への表示	カタログ、名刺等への JIS マークを付す場合の表示方法は。  認証を受けていることを「封筒、見積書等」に表記する場合、認証を受けた鉦工業品と受けていないものを混同しないように明示することが難しい。	カタログ、名刺等の販売促進用印刷物への JIS マークの表示は、認証を受けていない製品まで認証を受けているような、あるいは企業(団体)の全体が何らかの JIS の認証を受けているかのような誤解を生じさせることがない範囲で、表示することは可能。 従って、JIS マークを付す場合は、認証を受けている製品や登録認証機関に係る説明が必要である。認証機関の登録番号や認証番号を付記するだけでは充分とは言えない。またそれらの番号は要件ではない。
5	工場等の看板等への表示	工場等の看板、壁や煙突等への表示方法は。	JIS マークそのものを表示しないが、工場の壁や煙突に JIS 工場である旨を明示したい場合は、例えば「JIS マーク認証(取得)工場」といった表示であれば問題ない。 JIS マークを付したい場合は、認証の範囲を明確にし、工場の全体が何らかの JIS マークの認証を受けているかのような誤解を生じさせないような措置が必要(解釈集【共⑨】を参照下さい)。

【附則】

2007年1月26日 制定

2009年9月2日 改訂

2020年2月20日 改訂